

〔参考〕

就業形態、性、雇用期間の定めの有無別労働者の状況【新規調査項目】

1 就業形態別労働者を雇用している事業所の割合

平成24年10月1日現在で、一般労働者がいる事業所の割合は97.6%、短時間労働者がいる事業所の割合は55.4%、臨時労働者がいる事業所の割合は7.4%、派遣労働者がいる事業所の割合は10.8%となっている（参考表1）。

参考表1 産業・事業所規模、就業形態別事業所割合

産業・事業所規模	全事業所		複数回答（単位：％）							
			一般労働者がいる	雇用期間の定めが無い一般労働者がいる	雇用期間の定めが有る一般労働者がいる	短時間労働者がいる	雇用期間の定めが無い短時間労働者がいる	雇用期間の定めが有る短時間労働者がいる	臨時労働者がいる	派遣労働者がいる
総数	(100.0)	100.0	97.6	94.6	27.1	55.4	30.9	26.4	7.4	10.8
産 業										
鉱業，採石業，砂利採取業	(0.1)	100.0	100.0	98.6	25.4	24.4	16.6	7.9	14.2	5.8
建設業	(9.1)	100.0	100.0	99.1	21.0	23.8	16.0	8.3	6.2	12.0
製造業	(11.4)	100.0	99.5	99.1	22.6	51.8	34.8	20.1	8.1	18.3
電気・ガス・熱供給・水道業	(0.3)	100.0	100.0	100.0	32.8	42.3	7.5	35.9	11.1	12.5
情報通信業	(1.9)	100.0	100.0	97.9	32.6	34.7	21.0	16.3	5.2	26.9
運輸業，郵便業	(4.9)	100.0	99.3	98.4	32.2	36.9	19.0	19.2	8.3	13.6
卸売業，小売業	(25.6)	100.0	96.9	92.8	23.1	59.3	35.0	24.9	4.3	8.4
卸売業	(8.6)	100.0	99.5	99.0	26.6	34.9	18.6	16.5	4.4	15.3
小売業	(16.9)	100.0	95.5	89.7	21.3	71.8	43.4	29.2	4.3	5.0
金融業，保険業	(2.7)	100.0	100.0	99.6	34.4	49.5	12.0	39.7	3.5	19.1
不動産業，物品賃貸業	(2.2)	100.0	99.4	98.7	32.4	39.8	16.8	23.9	5.8	17.6
学術研究，専門・技術サービス業	(3.0)	100.0	100.0	99.5	27.2	45.1	26.1	22.4	6.6	14.3
宿泊業，飲食サービス業	(11.8)	100.0	91.6	83.6	23.6	73.0	42.6	32.2	2.1	4.2
生活関連サービス業，娯楽業	(4.7)	100.0	97.6	94.3	30.0	58.5	33.2	28.2	10.8	6.5
教育，学習支援業	(4.7)	100.0	97.5	95.3	42.1	69.9	20.9	54.1	21.5	11.0
医療，福祉	(10.6)	100.0	97.9	94.6	27.8	76.7	45.6	34.2	10.8	8.2
複合サービス事業	(1.2)	100.0	100.0	99.6	58.6	35.6	4.4	32.7	11.7	5.7
サービス業(他に分類されないもの)	(5.7)	100.0	100.0	96.5	35.7	47.8	21.1	28.8	14.0	10.9
事業所規模										
1,000人以上	(0.1)	100.0	100.0	100.0	81.5	82.9	24.0	67.7	10.2	80.5
300～999人	(0.5)	100.0	100.0	99.9	70.2	79.6	23.5	64.7	10.1	63.0
100～299人	(2.5)	100.0	100.0	99.4	60.1	75.7	22.8	58.5	9.9	41.8
30～99人	(13.4)	100.0	99.8	98.2	43.7	68.8	27.1	46.0	10.7	22.8
5～29人	(83.6)	100.0	97.2	93.8	23.1	52.5	31.8	22.0	6.8	7.5

注：1) ()は、総数を100とした産業、事業所規模ごとの割合である。

- 2) 「一般労働者」とは、常用労働者のうち、短時間労働者を除いた労働者をいう（いわゆる「フルタイム労働者」）。
「短時間労働者」とは、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者及び1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者をいう。
「臨時労働者」とは、常用労働者に該当しない労働者（日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、平成24年8月又は9月に雇われた日数がいずれかの月において17日以下である者）をいう。